

昭和六十二年七月七日提出  
質問 第二号

信号に関する質問主意書

右の質問主意書を提出する。

昭和六十二年七月七日

提出者 新村 勝雄

衆議院議長 原 健三郎 殿

## 信号に関する質問主意書

幹線道路の交差点の構造と信号サイクルの定め方により、以下のとおり幹線道路を信号機に従って横断しようとする歩行者が危険にさらされる場合があるため、交通の安全を図る意味で後記の質問事項に御回答いただきたい。

国道の、ある交差点では、交差道路が斜めに、かつ「く」の字型に折れ曲っているために、国道における手前の停止線から前方の横断歩道の端までの距離が約六〇メートルと長くなっている。信号サイクルは、国道上を進行してきた場合の対面信号が青九〇秒、黄三秒、赤四八秒のサイクルで、黄から赤に変わった二秒後に交差道路の車両用、歩行者用の各信号機が同時に赤から青に変わる（すなわち全赤は二秒間である）。

道路を時速五〇キロメートルで進行する自動車は六〇メートルの距離の交差点を通過するのに

約四・三秒の時間を要する。従つて、対面信号が青から黄に変わった瞬間に停止線を越えた場合は交差道路の信号が赤のうちに交差点を通過できる（対面信号が黄になつてから交差道路が青になるまでは五秒間）が、黄になつて一秒後に交差点に進入した場合は約四・四メートル、二秒後に進入した場合は約一八・三メートル、三秒後に進入した場合は約三二・二メートルの距離をそれぞれ余したところで交差道路の信号が青に変わつてしまう。その結果、国道を青信号で横断しはじめた歩行者は、交差点を通過しようとする車両と衝突し、はね飛ばされる危険性が生ずる。

そこで、左記質問事項につき回答されたい。

- 一 交通の安全と円滑を図るため信号サイクルの定め方として、黄信号で車両が必ず停車することを前提とするのではなく、黄信号でも交差点に進入する車両があることを念頭におくべきであると考えるがいかか。

- 二 制限速度ないしそれに近い合理的な速度で走行している車両が黄信号の最後に交差点に進入

した場合でも交差点を通過し終わるまで交差道路の信号が青になることがないような信号サイクルの定め方をすべきであると考えるが、信号のサイクルを定めるに当たってこの点は考慮されているか。

考慮されているとして、どの程度か。

考慮されていないとすれば、何故か。

三 仮に前記のような交差点があつたとすれば、青信号で渡りはじめた歩行者の安全を確保するために、速やかに全赤の時間を長くするなど、適切な改善措置を講ずるべきだと考えるがいかか。

右質問する。